

■ 熊本県地域療育総合推進事業概要

1 事業の目的

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児、発達障がい児及びその疑いがある児童（以下「在宅障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で相談、療育指導等が受けられる療育支援体制を充実し、在宅障がい児の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 地域療育センター事業（障害児等療育支援事業）※宇城、人吉・球磨圏域

- ① 事業主体 市町村（児童発達支援センターを運営する法人に委託可）
- ② 事業内容 各障害保健福祉圏域内の療育中核機関となる地域療育センターにおいて市町村が実施する療育事業に係る費用を県が補助する。
 - ・療育相談員設置事業
 - ・地域療育支援事業（訪問療育／外来療育／施設支援一般）

(2) 地域療育センター機能強化事業 ※宇城、人吉・球磨を除く圏域

- ① 事業主体 市町村が支援を行う地域療育センター（児童発達支援センター）を運営する法人
- ② 事業内容 各障害保健福祉圏域内の療育中核機関となる地域療育センターにおいて法人が実施する療育事業に係る費用を県が補助する。
 - ・基本事業（いずれかを必ず実施）
 - ・選択事業（任意で実施）

(3) 障がい児等療育支援事業（難聴児療育拠点施設事業分）

- ① 事業主体 県
- ② 事業内容 県内における難聴児に対する療育の向上を図るため、福祉型児童発達支援センター「熊本県ひばり園」が地域への療育支援などを行う。

(4) 地域療育ネットワーク推進事業

- ① 事業主体 県
- ② 事業内容 障害保健福祉圏域内の療育関係機関を構成員とする「地域療育ネットワーク会議」を振興局毎に設け、圏域内の療育関係者の連携強化を図るとともに、障がい児の状況や地域療育の課題を検討する。

3 関連事業

(1) 地域療育拠点施設事業

- ① 事業主体 県
- ② 事業内容 障がい児に対して専門的かつ総合的な療育機能を有する施設である熊本県こども総合療育センターが、地域療育センター等を支援することなどにより、県内における療育の向上を図る。

(2) 発達障がい者支援センター事業

- ① 実施主体 県
- ② 事業内容 「熊本県発達障がい者支援センター」が県内における発達障がい児（者）等に対する支援等を実施。